

議 会 定 例 会 会 議 錄

令和 7 年 9 月 18 日

岩出市議会

議事日程（第3号）

令和7年9月18日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号)
- 日程第3 議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第63号 市道路線の認定について
- 日程第12 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第54号から議案第63号までの議案10件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第1号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、発議第2号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査の申出の件です。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第1 諸般の報告

○玉田議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月9日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に田中宏幸委員、副委員長に尾和正之委員が選出されました。

次に、議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第2号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第2 議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第11 議案第63号 市道路線の認定について

○玉田議長 日程第2 議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第11 議案第63号 市道路線の認定の件までの議案10件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案10件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各常任委員会の委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月9日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）外、議案5件です。

当委員会は9月11日木曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件、議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第63号 市道路線の認定の件、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第54号は承認、議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第59号の所管部分は可決、議案第63号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件及び議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分では、那賀消防組合負担金の増額補正は職員が増えたためなのか。また、人員は十分に足りているのか。について。

議案第63号 市道路線の認定の件では、接続される市道は通学路となっているが、道路幅員が狭い。市道認定し、分譲されると交通量が増えると思うが、問題意識を持ち対策を考えているのか。また、現在、住宅建築に伴う作業車両の往来により歩行者の通行に影響が出ているが、対策はできないのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月9日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第58号 岩出市老人医療の支援に関する条例の一部改正の外、議案4件です。

当委員会は9月12日金曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門の審査を実施しました。

議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分及び議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上3議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第58号、議案第59号の所管部分及び議案第61号は可決しました。議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正の件では、対象者とその人数は。について。

議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分では、質疑はありませんでした。

議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、子ども・子育て支援事業費国庫補助金により、システム改修をすることだが、改修によって何が変更されるのか。令和8年度から被保険者の保険税はどうなるのか。また、今後、保険税が段階的に上がる構造になっているのか。国民健康保険加入者の負担が増えるが、どう考えるのか。について。

議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、地域リハビリテーション活動支援事業業務委託料について、委託先とその内容は。また、委託先はどのように選定したのか。地域リハビリテーション活動支援事業は、委託先の専門職等が住民や従事者への助言指導にどう関与するのか。また、ふだん、専門職等は地域包括支援センターでなく委託先の事業所で従事しているのか。地域リハビリテーション活動支援事業は、どういったことが期待できるのか。について。

議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者特別会計補正予算（第2号）では、システム改修委託料について、子ども・子育て支援金制度の導入により、保険者は今後どうなるのか。子ども・子育て支援金の負担額について、年収に応じて負担増と

なる物価上昇や医療介護の増加もあり、家計の影響が懸念されるが、どのように考えるのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件、議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）、議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第63号 市道路線の認定の件、以上、議案8件に対する討論の通告はありません。

これをもちまして、議案8件に対する討論を終結いたします。

議案第54号から議案第59号、議案第61号及び議案第63号の議案8件を一括して採決いたします。

この議案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり承認、議案第55号から議案第59号及び議案第61号の議案6件は、原案のとおり可決、議案第63号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する

る討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、2026年度から創設される子ども・子育て支援金制度に対応するため、国民健康保険システムの改修を行うために約633万円を計上しています。議案自体はシステム改修に関する費用ですが、背景にあるのは、児童手当の拡充、妊娠中、育休中の支援など、子ども・子育て支援金制度に必要な財源を社会保障削減と、国民負担によって確保するという問題があります。

国は少子化対策として、子ども・子育て支援金制度を創設するに当たって、歳出改革と公的医療保険料に上乗せ徴収する子ども・子育て支援金の徴収は、国民負担の実質増はないと説明しています。しかし、歳出改革による医療費の窓口負担増や介護保険の利用料の負担増は、国民から見れば、紛れもなく新たな負担増です。そして、国民に新たな負担を強いる一方で、子育て施策に係る国的一般財源からの負担は後退しています。

3歳未満の子どもを持つ被用者への児童手当の財源について、子ども・子育て支援金の導入によって、国の負担は35.6%からゼロ%になります。国が負担すべきものを国民にツケ回していると言わざるを得ません。

子育て予算の拡充というのなら、公費そのものを増やすべきです。子ども・子育て支援金の徴収額は、加入する保険で異なりますが、収入の少ない人により重い負担がかかる逆進性を持っています。同じ世帯構成で比べると、労使折半のある被用者保険と比べて、非正規雇用やフリーランスなどが加入する国民健康保険料では、同じ年収でも多い人で2倍以上の負担になること、また、子ども・子育て支援金額は、地方自治体によって国民健康保険の賦課方式が違うことから、同じ収入でも2倍の負担をする人が生まれることなどが国会質疑で明らかになっています。

このように加入する保険によって負担額が異なる。国民健康保険でも自治体によって負担額が異なる。こんなことが起こるのは、制度設計自体が間違っているからです。そもそも子ども・子育て予算の拡充のためであるならば、国が公費そのものを増やすべきです。今でも高い国民健康保険税や後期高齢者医療保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金は、国民負担増の実質の増税と言わざるを得ません。

市民の望みは、高過ぎる国民健康保険税の引下げなど、負担軽減です。国に対して支援金制度の撤回を求めるとともに、子育て支援の充実は、市民の負担増で進めるのではなく、社会保障予算の拡充で進めるべきであることを申し上げ、システム改修費を計上した令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算に反対いたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。

この議案は、歳入では、令和6年度保険給付費等交付金、普通交付金の精算に伴う返還金の財源として、国民健康保険事業運営基金繰入金及び診療報酬等、前年度精算金のほか、子ども・子育て支援事業費国庫補助金の補正を行うものです。

歳出では、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う国民健康保険システム改修委託料のほか、過年度交付金の精算に伴う返還金について補正を行うものです。

システム改修については、全額、国の補助金が充てられるものとなっています。適正な補正であると考えますので、私は本議案に賛成いたします。

なお、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、子ども・子育て政策の給付拡充を図ることを目的に、高齢者や企業を含む全世代、全経済主体から拠出する支援金を子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであります。保険税と併せて徴収されることになりますが、保険税とは区分された仕組みでありますので、医療保険制度とは別と捉えるべきであると考えます。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○玉田議長 以上で、議案第60号に対する討論を終結いたします。

議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対

する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対して、反対討論を行います。

議案第60号で申したとおり、この議案には子ども・子育て支援事業に関わるシステム改修委託料、約306万円が計上されています。子ども・子育て支援金制度に必要な財源を社会保障財源と国民負担によって確保するという問題があります。国に対して支援金制度の撤回を求めるとともに、子育て支援の充実は、市民の負担増で進めるのではなく、社会保障予算の拡充で進めるべきであることを申し上げ、システム改修業務改修費を計上した令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算に反対いたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、賛成討論をいたします。

この議案は、歳入では、子ども・子育て支援事業費国庫補助金の補正を、歳出では、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う後期高齢者医療システム改修委託料について補正を行うものです。

システム改修には、全額、国の補助金が充てられているものとなっています。適正な補正であると考えますので、本議案に賛成といたします。

なお、先ほど申し述べましたが、令和8年度から始まる子ども・子育て支援制度は、子どもや子育て世代を支える新しい分かち合い、連帶の仕組みとして、子ども・子育て政策の給付拡充を図ることを目的に、高齢者や企業を含む全世代、全経済主体から拠出する支援金を子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであります。

保険料と併せて徴収されることになりますが、保険料とは区分された仕組みでありますので、医療保険制度とは別と捉えるべきであると考えます。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○玉田議長 以上で、議案第62号に対する討論を終結いたします。

議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出について

○玉田議長 日程第12 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第13 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正
について

○玉田議長 日程第13 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年9月18日提出

提出者 議会運営委員会委員長 福岡 進二

本文の朗読につきましては省略させていただき、提案の趣旨を申し上げます。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことによる必要な改正及び所要の規定の整備を行うものです。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第2号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～

日程第14 議員派遣について

○玉田議長 日程第14 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

～～～～～～～～～～～～

日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、それぞれの閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月22日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月22日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時59分)